

# 和歌山信愛女子短期大学 FD・教学IR委員会規程

## [設置]

第1条 和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）にFD・教学IR委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## [目的]

第2条 委員会は、本学の教育の質的向上に向けた、教育・学生支援に関するデータ収集・分析（インスティテューション・リサーチ（以下教学IRという。）、全学的な教育支援施策の企画・開発およびFD（ファカルティ・ディベロップメント）の推進と各学科・専攻等のFD活動の支援を行うことを目的とする。

## [事業]

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案および関連する情報の収集と提供
- (2) 教職員の研修、新任教員のオリエンテーション、講演会等の企画・実施・支援
- (3) 教学IRに係るデータの蓄積及び分析等に関すること。
- (4) FDの啓発活動（ニュース、活動報告書等の編集・発行）
- (5) その他、委員会の目的達成のために必要な事項

## [組織]

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) IR担当1名
- (3) 学長より依嘱された委員

## [委員長]

第5条 委員会の委員長は、教務部長がその任に当たり、委員会を統括する。

2 教務部長およびIR担当は、学長が指名する。

## [改廃]

第6条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

## [雑則]

第7条この規程に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この改正規程は平成21年4月1日から施行する

この改正規程は令和2年4月1日から施行する